

湯河原町地域公共交通計画【抜粋】

(旧：湯河原町地域公共交通網形成計画)

平成 30 年 5 月

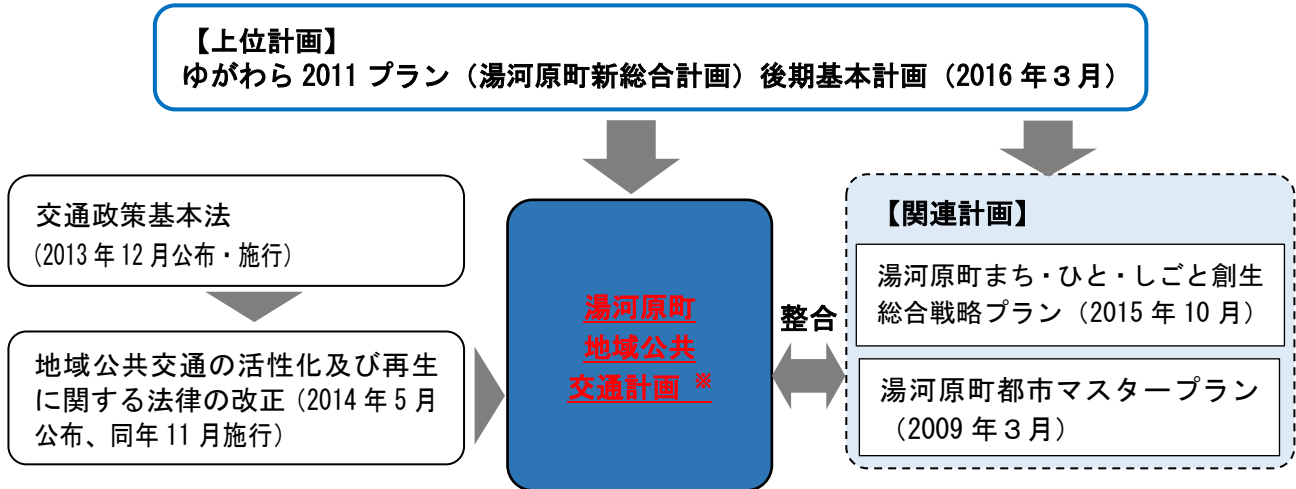
(令和 4 年 3 月一部改訂)

(令和 6 年 4 月一部改訂)

湯河原町地域公共交通会議

(2) 計画の位置付け

本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に規定する法定計画として、上位計画である「ゆがわら 2011 プラン(湯河原町新総合計画)後期基本計画」に即し、「湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン(2015年10月)」や「湯河原町都市マスタープラン(2009年3月)」との整合を図り、総合的なまちづくりの一環として公共交通に係る事項を位置付ける計画とする。



※令和2年6月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、地域公共交通計画の作成が努力義務化され、既存の地域公共交通網形成計画は地域公共交通計画とみなされることとなったため、計画の名称を変更〔同法附則(令和二年六月三日法律第三六号)第二条〕。

(3) 計画区域

本計画の区域は、鉄道(JR東海道本線)、民間路線バス、湯河原町コミュニティバス及びタクシーなど公共交通機関相互の連携を図り、一体的に推進する必要があるため、湯河原町全域とする。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、「湯河原町都市マスタープラン」の都市計画の目標・施策と整合を図った公共交通ネットワークの形成を目指すため、2018年度～2025年度とする。

また、新たな公共交通システムの導入事業を展開する2018年度～2021年度の4年間を「前期」中長期的の課題へ取組みを展開する2022年度から2025年度の4年間を「後期」とする。

※ 計画策定時には、前期計画は平成30年度から令和2年度の3年間としていたが、新型コロナウイルス感染症からの新たな日常に向けた目標値を再設定するため、前期計画期間を平成30年度から令和3年度までの4年間に改訂。

■湯河原町地域公共交通網形成計画と上位・関連計画の計画期間

	～2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
ゆがわら 2011 プラン(湯河原町新総合計画)後期基本計画	2011(H23)～2020								
湯河原町都市マスタープラン	2009(H21)～2025								
湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン	2015(H27)～2019								
湯河原町地域公共交通網形成計画	2018(H30)～2025								
	前期(2018～2021)				後期(2022～2025)				

(2) 実施事業の概要

実施事業について、事業の概要や実施主体を整理する。

基本方針① 公共交通不便地域の移動手段の確保と公共交通ネットワークの強化

【事業1】新たな公共交通システム（予約型乗合い交通「ゆたぼん号」）の導入

①事業概要

公共交通不便地域の改善・解消に資する新たな公共交通システムの導入に向けて、一般旅客自動車運送事業の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者により、2018年度に実証運行を実施し、2019年度から本格運行に移行する。

○実証運行

実施前に、運行情報案内などを掲載した「公共交通マップ」、周知用のチラシを作成・配布、町内の拠点となるポイントへの「案内板」の設置及び実施地域を対象とした説明会の開催などにより、制度の周知と利用促進を行う。

実施期間中、利用実績を集計し、アンケート調査・意見交換会により町民意見を収集し、実施結果の評価・検証し、運行形態や、運行エリア、運行日、運行便数などサービス水準について見直しを行う。

○本格運行

「運行継続条件」を満たした場合に限り本格運行に移行する。「運行継続条件」を満たさなかった場合、運行計画について見直しを行い、実証運行期間を延長し、あらためて評価・検証の上、本格運行への移行・廃止の判断を行う。

※詳細については、第6章新たな公共交通システム実証運行計画（P39～49）に記載。

※本システムは、「命の外出」を創出するための移動手段として位置付け、交通不便エリアと駅周辺の公共施設、公園、医院・病院等の目的地エリアを直通の区域型運行により運行し、日常生活に必要な移動手段を提供している。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線維持が難しく、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の活用により、安定的な運行の確保・維持を図る。

②実施主体：湯河原町、交通事業者、地域

③計画期間

	前期				後期			
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
新たな公共交通システムの導入	← 実証運行 →		← 本格運行（廃止含む） →					
	← 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用 →							

(4) サービス水準

	条件															
運行エリア	4 エリア (オレンジライン・温泉場・鍛冶屋・福浦) ⇔ 目的地エリア (湯河原駅等)															
運行日	月曜日から <u>土曜日</u> (祝日及び年末年始を除く) ・ <u>年間 298 日</u>															
利用登録	不要															
予約	運行時間の <u>1 時間前</u> までの予約制とする。															
運行時間 ・ 最大便数	<p>○運行時間帯：9：00～17：00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の運行時間のうち予約があった場合のみ運行 ・運行時間は、各エリア統一 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発場所</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運行エリア</td> <td>9：00</td> <td>10：00</td> <td>14：00</td> <td>16：00</td> </tr> <tr> <td>目的地エリア</td> <td>10：30</td> <td>11：30</td> <td>15：00</td> <td>16：30</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・1 運行時間あたり最大 4 台運行 (1 台あたりの乗車定員は 4 名) ・運行エリア (4 エリア) ⇔ 目的地エリアルート 最大 32 台 <p>○年間最大運行台数 <u>9,536 台</u> (1 日 32 台×<u>298 日</u>)</p>	発場所	1	2	3	4	運行エリア	9：00	10：00	14：00	16：00	目的地エリア	10：30	11：30	15：00	16：30
発場所	1	2	3	4												
運行エリア	9：00	10：00	14：00	16：00												
目的地エリア	10：30	11：30	15：00	16：30												
乗降 ポイント	各運行エリア及び目的地エリアに設置															
運行経路	<ul style="list-style-type: none"> ・4 運行エリアの乗降場所と目的地エリアの乗降場所を結ぶ区間を運行 (予約があった乗降ポイント以外には停車しない) ・乗合運行 (運行エリア内で同じ運行時間に複数予約を受けた場合、複数の乗降ポイントを巡回) 															
運行車両	セダン型車両(乗車人員 4 名)															
運行業者	<u>湯河原タクシー株式会社 (タクシー事業者)</u>															
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・統一運賃で、基本運賃 400 円 ・2 名以上同時に乗車した場合は：300 円 ・割引運賃制度あり (障がい者等割引、免許返納者に対する割引運賃：300 円) 															

■他自治体のデマンド型交通の運賃

中井町	<ul style="list-style-type: none"> ・大人…町内～町内間 200 円、町内～町外間 300 円 ・小人…町内～町内間 100 円、町内～町外間 150 円
二宮町	<ul style="list-style-type: none"> ・基本運賃…400 円 (未就学児は保護者同伴で無料。保護者 1 名に対して最大 4 名まで) ・まとめて予約制…2 人分予約の場合 300 円/人、3 人分予約の場合 250 円/人、4 人分の予約の場合 200 円/人
秦野市	<ul style="list-style-type: none"> ・基本運賃…350 円 (未就学児は保護者同伴で 2 名まで無料) ・割引運賃…利用者登録同士 (2 名) で同時に利用する場合は 1 名 300 円。1 名で同日に往復利用する場合、復路の運賃は 250 円。

